

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ  
野洲市観光・おもてなし実施要項

1 趣旨

この要項は、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市市観光・おもてなし基本計画」に基づき、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）並びに一般観覧者に心のこもったおもてなしを提供するために必要な事項を定める。

2 内容

(1) 歓迎装飾

ア 装飾場所

競技会場、駅及びその他必要な場所に設置する。法令に基づく許可等が必要な場合は、当該法令の定めるところにより、所要の手続きをとる。

イ 装飾内容

看板、横断幕、のぼり旗等を設置する。ただし、設置の際は、景観等に配慮し、華美・過大な装飾は避けるとともに、効果的で歓迎の意を表す装飾を心がける。

ウ 装飾期間

歓迎装飾の実施期間は、施設管理者等との協議のうえ、装飾ごとにその都度定める。

エ 装飾の撤去

装飾の撤去は、両大会終了後、速やかに行うものとする。ただし、わたSHIGA輝く国スポ・障スポ野洲市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が必要と認めるものを除く。

(2) 案内所の設置

ア 設置場所

競技会場内に設置する。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

イ 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

ウ 開設時間

競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

エ 業務内容

案内所の業務内容は、次のとおりとする。

(ア) 総合案内所の管理運営に関すること。

- (イ) 配布物の管理に関すること。
- (ウ) 観光・交通アクセス案内に関すること。
- (エ) その他各種案内に関すること。

### (3) 休憩所の設置

#### ア 設置場所

競技会場内に設置する。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

#### イ 設置期間

各競技会の開催期間中とする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

#### ウ 開設時間

競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、市実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

### (4) おもてなし

競技会場に設置される案内所等を活用し、大会参加者等に対し地元物産品等を紹介し、野洲市の観光・文化等の多彩な魅力に触れていただく。

## 3 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの要項を準用する。
- (3) 第24回全国障害者スポーツ大会に係る業務については、県と協議の上実施する。